

しんきんレポート

2014

松本信用金庫の現況

第93期 ディスクロージャーレポート

資料編

データで振り返る、松本信用金庫



業務のご案内	1
リスク管理体制	4
内部管理態勢・コンプライアンス等	5
財務諸表	7
経営指標	11
不良債権の状況	18
自己資本の充実の状況について	19
開示項目一覧	26

業務のご案内

■ 預金業務

種 類		特 色	期 間	預 入 額
定期預金	期日指定定期預金	お預け入れ期間は最長3年ですが、1年たてば期日をご指定いただき、いつでもお引き出しできます。(個人の方限定)	据置期間1年 最長3年	1,000円以上 300万円未満
	スーパー定期	まとまった資金をお預かりする最も一般的な定期預金です。お預け額300万円以上は、さらに有利な利回りとなります。	1カ月以上 5年以内	1,000円以上 1,000万円未満
	大口定期預金	1,000万円からの大口資金を高利回りで運用できる有利な定期預金です。	1カ月以上 5年以内	1,000万円以上
	変動金利定期預金	お預け入れ期間中でも金利動向を直接キャッチし、お預け入れ日から6カ月毎に、その時点での利率に基づいて利息が計算されます。	1年以上 3年以内	1,000円以上
	金利優遇定期預金	当金庫に年金受取口座をお持ちの方に限り、優遇金利を適用させていただいております。 店頭表示金利に0.02%または0.08%を上乗せする「ふれあい」、および0.2%上乗せする「スーパーふれあい」があります。 また、障害年金等の受取口座をお持ちの方に限り、「スーパー福祉定期」もご用意しております。	1年以上 5年以内 (各商品によって 異なりますので、 お問い合わせ ください。)	各商品によって 異なりますので、 お問い合わせ ください。
	懸賞付定期預金 「ジャンボ19th」	1等から3等まで「VISAギフトカード」や「グルメカタログ」が当たる懸賞つきスーパー定期預金です。10万円につき1本の割合で懸賞抽選権をお付けします。 取扱期間は平成27年4月30日までです。(個人の方限定)	1年	10万円以上 1,000万円未満
	退職金専用定期預金 「セカンドストーリーⅡ」	退職された方のセカンドライフを応援する定期預金です。退職金の範囲内で金利を上乗せしてお預かりします。年金振込を当金庫に指定いただいたお客さまには更に金利を上乗せします。		
定期積金	毎月一定額をお積立いただくことによって計画的に財産形成ができます。	6カ月以上 5年以内	毎月の掛金は 1,000円以上	
財形預金	一般財形預金	お勤め先の財形制度を通じて、定期的に給料、賞与から天引にてお積立いただけます。		
	一般財形預金	財産づくりに有利な預金で使途に制限ありません。	3年以上	1,000円以上
	財形年金預金	60歳以降、年金形式で受け取れる預金です。ゆとりある老後のためにぜひお役立てください。	5年以上	1,000円以上
財形住宅預金	新築・増改築・中古住宅取得等、マイホーム資金づくりのための預金です。	5年以上	1,000円以上	
その他	当座預金	お支払いに小切手・手形をご利用いただく預金です。	出し入れ自由	1円以上
	普通預金	自動支払・自動受取サービス等がご利用いただけます。(決済用普通預金をご希望の方は、窓口までお申付けください。)	出し入れ自由	1円以上
	通知預金	短期間有利に運用していただく預金です。	据置期間7日	1口1万円以上
	積立定期預金	1,000円以上であればいつでも何回でもお預入れいただけます。自動振替をご利用いただけますと、自動的にお積立できますので大変便利です。		1,000円以上

■ 融資業務(主なローン)

種 類	特 徴 ・ お 使 い み ち	融 資 限 度 額	融 資 期 間
住宅ローン	住宅の新築・増改築、土地・建物の購入に、よりよい住まいづくりのためにご利用いただけます。 お求めになる住宅・土地を担保として提供していただけます。	8,000万円以内	35年以内
リフォームローン	住まいの増改築・住宅の設備機器購入資金等にご利用いただけます。	1,000万円以内	20年以内
教育ローン	お子さまの教育資金にご利用いただけます。	500万円以内	13年以内
マイカーローン	車輛購入や免許取得、車検、修理などにご利用いただけます。 ただし、営業用車購入資金は除きます。	500万円以内	10年以内
多目的ローン	旅行・レジャー、家具・インテリア購入、結婚費用等で、支払先への振込が可能な資金にご利用いただけます。	500万円以内	7年以内
フリーローン・ベンリーダポケット	資金用途を限定しないローンです。(支払先への振込等の条件はございません。) ご利用の可否につきましてはスピーディーにご返答しております。	10万円以上500万円以内 (10万円単位)	10年以内
カードローン	急に現金がご入用になった時、簡単・スピーディーにご用立ていたします。	10万円以上500万円以内 (10万円単位)	融資限度額によって 1年～2年の更新となります。
おまとめローン	信販会社・クレジット・消費者金融業者等の借入を一本化するための資金です。	10万円以上300万円以内 (10万円単位)	10年以内

上記のほかにも各種ローンがございますので、お気軽にご相談ください。



■ その他の業務(各種取次業務)

種類	内容・特色
個人年金保険	お客さまのニーズに合わせ、資産形成のお手伝いをいたします。
終身保険	死亡保障を目的とした生命保険です。
学資保険	お子さまの進学時期にあわせてお受取りいただける貯蓄型の保険です。
がん保険/医療保険	経済的な保障と、精神的なケアでトータルにサポートする保険です。お客さまのニーズに合わせ2社3商品をご用意しております。
傷害保険	当金庫で年金を受給されている方のみご加入いただける団体傷害保険です。
ペット保険(どうぶつ健保)	ペット(犬・猫・鳥・うさぎ・フェレット)の病気やケガを保障する保険です。
個人向け国債	日本政府が発行している個人の方のみが保有できる国債です。1万円から購入でき、3年満期・5年満期の固定金利型と、実勢金利に応じて半年毎に金利を見直す10年満期の変動金利型を取り扱っています。
国債	「個人向け国債」のほかに、期間10年の長期国債を取り扱っています。
投資信託	資産運用商品として、株式や公社債を投資対象とした6社11商品を全店舗で販売しております。
確定拠出年金	現在の年金制度が抱える問題を解決するために登場した、新しい年金制度が確定拠出年金です。主として個人の方を対象とした「個人型」と、会社にお勤めの方専用の「企業型」の2種類があります。
住宅ローン関連の長期火災保険	当金庫の住宅ローンを利用された方限定の火災保険です。
債務返済支援保険	当金庫の住宅ローンを利用された方限定の債務返済支援保険です。病気等により就業できない時、住宅ローン返済額をカバーします。

■ サービス業務

種類	内容
自動サービス	自動支払サービス ご指定の口座から自動的にお支払いします。払込みを忘れて、出かける手間が省け未払いのトラブルもなくなります。電気料、電話料、NHK受信料などの公共料金のほか、税金、社会保険料、各種カード決済などの自動支払サービスがあります。
	自動受取サービス お受取りに出かける手間が省けるうえに期日忘れの心配もなく、きちんとご指定の口座に振込まれます。給与や年金があなたのお口座でお受取りいただけます。配当金、児童手当、退職金、保険金給付金などもお受取りいただけます。
為替サービス	国内為替サービス ご送金、お振込、お取立は全国267信用金庫7,446店舗(平成26年3月現在)の為替網が便利にご利用いただけます。また、全国銀行データ通信システムを通じ、銀行、信用組合、農協等へのお振込等も迅速、確実、安全にお取扱いたします。
	外国為替・外貨両替サービス 外国通貨の両替のお取次ぎをいたします。また、外国為替取引や外貨預金のお取次ぎもいたします。
しんきん電子記録債権サービス(でんさいサービス) 電子記録債権法に基づきでんさいネット(全国銀行協会が設立した電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」を通称「でんさいネット」と呼びます。)を利用して提供する新しい決済サービスです。インターネット(PC)等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録をすることで、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡等を行うことができます。	
各種バンキングサービス	個人向けインターネットバンキング「WEBバンキング」 パソコンや携帯電話(ドコモ・au・ソフトバンク)、スマートフォンで、残高照会、お振込等がご利用いただける、個人のお客さま向けサービスです。
	法人向けインターネットバンキング「WEB-FB」 インターネット接続可能なパソコンで、預金残高や入出金明細の照会、資金移動、総合振込、給与・賞与振込、口座振替等がご利用いただける、個人事業主・法人のお客さま向けサービスです。
	ネット口座振替受付サービス 提携企業の各種支払い口座振替契約をパソコンや携帯電話から手続きできるサービスです。
	携帯電子マネーチャージサービス お客さまの預金口座から携帯電話の「おサイフケータイ」に、その場でチャージ(入金)できるサービスです。
	料金払込サービス「Pay-easy(ペイジー)」 納付書・請求書にペイジーマークが付いた税金・各種料金が、インターネットバンキングでお支払いいただけます。(ご利用には、「個人向けインターネットバンキング」または「法人向けインターネットバンキング」のご契約が必要です。)
	資金移動サービス 電話、FAX、専用ソフトインストールパソコン等を使用して、振込・振替ができるサービスです。預金残高や入出金明細の照会もできます。
	一括伝送サービス「テレサービス」 FB専用端末・専用ソフトインストールパソコンを使用して、一括振込(総合振込、給与・賞与振込)がご利用できるサービスです。
デビットカードサービス デビットカード加盟店の専用端末で、お手持ちの「キャッシュカード」をご利用いただくことにより、お買物代金等がお支払いできるサービスです。	
自動機(ATM)の各種サービス	キャッシュサービス 当金庫のキャッシュカードは、平日のほか、土曜・日曜・祝日も現金のお預け入れお引き出し等にご利用いただけます。また、全国の提携金融機関でもお引き出し等がご利用いただけます。
	ICキャッシュカード発行サービス カード犯罪に強く、セキュリティの高いICカードは、振込カード機能も付いて当金庫の全ATMで使用できます。個人の方は、生体認証(手のひら静脈)もご利用いただけます。
	振込・振替サービス キャッシュカードを使って「振込」「振替」等ができます。営業時間外や土曜・日曜・祝日も振込の予約ができます。振込カードをお作りいただくとお手続きがさらに簡単です。
その他のサービス	貸金庫サービス お客さまの大切な預金証書、株券、権利証、貴金属などを安全にお預かりします。
	夜間金庫サービス 閉店後も売上金などをお預かりします。
	情報サービス 当金庫では「しんきん経営情報」「楽しいわが家」などの刊行物を発行しています。内容は、毎日の仕事や暮らしに役立つ情報から楽しい話題までもりだくさん。全店のロビーまたは、窓口にも備えてあります。また、当金庫独自の調査による「中信地区産業経済動向」を毎月1回発行しております。ご愛読ください。

各種手数料一覧

(平成26年6月末現在)

◎ 振込手数料

種類	振込先	5万円未満	5万円以上
窓口利用	同一店内あて	108円	324円
	本支店・県内信金あて	216円	432円
	他行あて	540円	756円
※機械利用	同一店内あて	無料	
	本支店・県内信金あて	108円	324円
	他行あて	432円	648円
個人向けインターネットバンキング	同一店内あて	無料	
	当金庫本支店あて	無料	
	県内信金あて	108円	324円
	他行あて	216円	432円

◎ 給与振込手数料

種類	振込先	5万円未満	5万円以上
窓口利用	同一店内あて	無料	
	本支店・県内信金あて	無料	
	他行あて	108円	
※機械利用	同一店内あて	無料	
	本支店・県内信金あて	無料	
	他行あて	無料	

※機械利用とは、ATM振込・法人向けインターネットバンキング・資金移動システム・テレホンバンキング・テレサービスなどをいいます。(各サービスでのお取扱可能な振込種類につきましては、窓口にお問合せください。)

◎ 税金等振込手数料

振込先	5万円未満	5万円以上
長野県・松本市・大田市・塩尻市・安曇野市・北安曇郡・東筑摩郡・木曾郡の市町村(北安曇郡小谷村、木曾郡南木曾町・大桑村は除きます)	無料	
小谷村・南木曾町・大桑村および上記以外の長野県内の市町村	216円	432円
県外の都道府県・市町村	540円	756円

◎ 代金取立手数料

取立先	普通扱	至急扱
同地取立	店内	無料
	市中	1通につき324円
隔地取立	県内	1通につき648円
	県外	1通につき648円 1通につき864円
旅券類取立	代払扱	クーポン1通につき216円
	個別扱	1通につき648円

◎ 証明書発行手数料

残高証明	自動発行	発行区分ごと	432円
	都度発行	1組につき	648円
融資証明	1通につき	1,080円	
取引明細表	1枚につき50円と消費税		
個人情報開示手数料	1件につき	1,080円	

※複数の業務証明を要する場合は、業務数に乘じた手数料をいただきます。
※上記以外の証明書等の詳細につきましては窓口までお問合せください。

◎ その他為替関係手数料

送金・振込組戻料	1件につき648円
不渡手形返却料	1通につき648円
取立手形組戻料	ご依頼の内容によっては、超過実費をいただく場合もございます。
取立手形店頭示料	
代手・商手変更料	1件につき324円

◎ 自動振込サービス関係手数料

自動振込サービス申込手数料	1振込先につき108円	
自動振込サービス手数料	5万円未満	5万円以上
同一店内あて	無料	
本支店・県内信金あて	108円	324円
他行あて	432円	648円

◎ エレクトロニックバンキング関係手数料

FAX振込サービス基本手数料	1口座につき1ヶ月1,080円
ファクシミリサービス基本手数料	1口座につき1ヶ月1,080円
資金移動サービス基本手数料	無料
テレサービス基本手数料	1口座につき1ヶ月1,080円
※テレホンバンキングサービス基本手数料	1口座につき1ヶ月1,296円
インターネットバンキング	
法人向けWEB契約手数料	無料
個人向けWEBバンキング基本手数料	1口座につき1ヶ月1,080円
個人向けWEBバンキングワンタイムパスワード利用料	1口座につき1ヶ月216円

※テレホンバンキングサービス基本手数料は、当金庫と次のいずれかのお取引があるお客様は無料となります。
・給与振込(月5万円以上)・公的年金のお受取り・住宅ローン(住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)を含みます)・個人ローン・定期預金(契約額50万円以上)・財形預金・定期預金(残高30万円以上)・当金庫会員

◎ 当座関連手数料

種類	署名鑑印あり	署名鑑印なし
小切手帳(50枚綴り)	1冊につき756円	1冊につき648円
約束手形帳(50枚綴り)	1冊につき972円	1冊につき864円
為替手形帳(25枚綴り)	1冊につき	432円
署名鑑登録・変更手数料	1冊鑑につき	5,400円
マル口座開設手数料	1口座につき	3,240円
専用紙	1枚につき	540円
自己宛小切手	1枚につき	540円

◎ 通帳・カード等発行・再発行手数料

種類	新規発行	再発行
通帳・証書・契約の証	無料	1冊につき1,080円
個人用ICキャッシュカード	無料	1枚につき1,080円
	1枚につき	1,080円
	1枚につき	1,080円
法人用ICキャッシュカード	1枚につき	1,080円
ICキャッシュカード	1枚につき	1,080円
カードローンカード	無料	1枚につき1,080円
生体認証ICローンカード	1枚につき	1,080円

◎ 貸金庫利用料 (年間)

種類	大	中	小
手動	10,800円	8,640円	6,480円
全自動	31,104円	23,328円	15,552円

◎ 夜間金庫利用料

営業区域外資本先・融資対象外先	月間	10,800円
上記以外	月間	2,160円

◎ 融資関連手数料

種類	金額	
事業性長期貸出	繰上返済・条件変更	1回につき5,400円
	一部繰上返済・条件変更	1回につき5,400円
	全額繰上返済	32,400円
住宅ローン	繰上返済・条件変更	1回につき5,400円
	繰上返済・条件変更	1回につき5,400円
個人ローン	繰上返済・条件変更	1回につき5,400円
	新規設定	1契約につき21,600円
	追加設定	1契約につき10,800円
	極度額変更	1契約につき10,800円
	一部解除	1契約につき10,800円
	全部解除	無料
債務保証	1回につき	3,240円
	1通につき	1,080円
融資証明		

◎ 両替手数料(窓口扱い)

条件	受取・持込合計枚数	金額
お客様が持込まれる或いは、持出される硬貨・紙幣の合計枚数を基準とします	1枚 ~ 100枚	無料
	101枚 ~ 300枚	108円
	301枚 ~ 500枚	216円
	501枚 ~ 1,000枚	324円
	1,001枚 ~ 2,000枚	648円
	2,001枚 以上	千枚毎に324円加算

●両替機の両替手数料は上記と異なりますので詳細につきましては窓口までお問合せください。

◎ 金種指定による出金手数料

条件	受取・合計枚数	金額
出金される硬貨の枚数を基準とし、対象となる場合は硬貨・紙幣の合計枚数を手数料の対象枚数とします	1枚 ~ 100枚	無料
	101枚 ~ 300枚	108円
	301枚 ~ 500枚	216円
	501枚 ~ 1,000枚	324円
	1,001枚 ~ 2,000枚	648円
	2,001枚 以上	千枚毎に324円加算

●その他、詳細につきましては窓口までお問合せください。

◎ 硬貨による入金手数料

条件	硬貨入金枚数	手数料
硬貨の入金枚数を基準とします	1枚 ~ 100枚	無料
	101枚 ~ 300枚	108円
	301枚 ~ 500枚	216円
	501枚 ~ 1,000枚	324円
	1,001枚 以上	千枚毎に324円加算

●一般家庭からの持込による入金は無料です。
●記載の手数料の他にも、手数料が必要となる場合もあります。
●手数料の金額には、8%の消費税等が含まれております。
●窓口振込依頼書は、午後2時までにお持ちください。



リスク管理体制

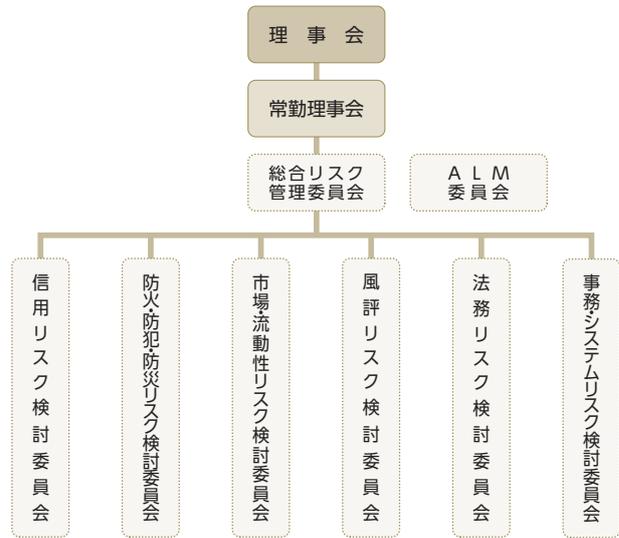
◎ リスク管理の基本方針

経済環境や金融情勢のさまざまな変化に伴って、金融機関の抱えるリスクは一段と複雑化・多様化しています。

当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、各種リスクを的確に把握し、コントロールする管理態勢の構築に努めております。組織態勢としては、リスクカテゴリーごとに統括部署を定め、日常業務において管理を行うことを基本としております。さらに、全体を統括する組織として、経営陣を中心とした総合リスク管理委員会を組織し、管理態勢の充実・強化を図り、さらに下部組織として各リスク検討委員会を設置して、具体的活動に反映させております。

また、当金庫の経営方針、経営戦略とリスク状況を整合させ、的確な運用・調達構造を構築することを目的とするALM委員会を組織しております。

◎ リスク管理体制の組織概要



総合的リスク管理	総合的リスク管理とは、金融機関が直面するリスクに関してそれぞれのリスクカテゴリー毎(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等)に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と比較、対照することによって自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。当金庫では、各種業務の遂行に伴い発生するさまざまなリスクを適切に管理するほか、リスクを全体として捉え総合的に管理する総合リスク管理委員会を設置し、組織横断的にリスク管理の調整を行い、経営体力に見合ったリスクコントロールを実施することにより健全性の確保と安定収益の確保に努めています。
信用リスク	信用リスクとは取引先の倒産や財務内容の悪化などにより、資産(貸出金や有価証券など)の価値が減少ないし消滅し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクと認識しております。各計測手法を活用したリスク量の算出や与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しています。
市場リスク	市場リスクとは、市場金利などが変動することにより、金利感応資産・負債(貸出金、預け金、有価証券、預金等)の価値が変動するリスク(金利リスク)、有価証券等の価格の変動によって資産価値が減少するリスク(価格変動リスク)、外国為替相場の変動によって資産価値が減少するリスク(為替リスク)などがあります。当金庫では、経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理により、適正な収益を確保することを基本方針としています。的確かつ迅速なリスク判断を行うため、ALM委員会を中心に資産・負債の総合管理を行っております。
流動性リスク	流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により資金不足に陥り、店頭での支払いや決済資金が確保できなくなるリスクのことです。当金庫では、資金繰りの状況を的確に把握し、資金調達・運用構造に則して資金の入り払いの平準化を図り、適切かつ安定的な資金繰り体制を整備することを基本方針としています。日々の資金繰りは、即時に換金できる流動性の高い資金(支払準備資産)が預金残高の一定水準以上維持するよう管理しております。緊急時の資金調達手段は、信金中央金庫に支払準備資産を預けるなど十分な支払準備資産を確保し、不測の事態に備えております。
オペレーショナル・リスク	オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備や災害等の外生的事象から生じる損失に係るリスクのことです。当金庫では、お客さまに安心してお取引いただくために、事務リスクとシステムリスクについては特に重要度の高いリスクであると認識し管理しております。
事務リスク	事務リスクとは、事務処理におけるミスや事故、不正等により損失を被るリスクです。当金庫では、内部規定等の整備や事務指導による厳正な事務管理を行うことによって損失を未然に回避することを基本方針としています。日常の事務ミス防止のため、内部規定の整備、事務指導・研修等を通じて事務能力向上に努めております。
システムリスク	システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン、誤作動、不正使用等により損失が発生するリスクのことです。当金庫では、金庫が保有する情報とその情報を保護するシステムについて、適切に管理する体制を整備することを基本方針としています。コンピューターシステム等の誤処理や災害、不正使用等によりシステムが停止したり情報漏洩等が起こった場合には、お客さまからの信用の失墜により経営に重大な影響を与えることとなります。こうした認識のもと、セキュリティポリシーに基づき、適切な管理に努めております。
その他のリスク	法務リスク、風評リスク、防火・防犯・防災リスクなどがあります。当金庫ではそれぞれ担当部署を定め、適切に対応しております。

内部管理態勢・コンプライアンス等

■ 内部管理態勢の整備

金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たしていくためには、「業務の適正を確保するための体制」(いわゆる「内部統制システム」)の整備が重要課題であるとの認識のもと、その整備に係る「内部管理基本方針」を平成19年10月に制定し、体制の整備を進めてまいりました。基本方針の概要は次のとおりです。

「内部管理基本方針」概要

- 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
- 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■ コンプライアンス(法令等遵守)

「コンプライアンス」とは、一般的に「法令等遵守」と解釈され、当金庫では「法令等」を法律・政省令はもとより、条例・規則、庫内の諸規程、社会的規範から世間の常識に至るまで、極めて広範囲を指すものと捉えております。また、金融機関の社会的責任と公共的使命を踏まえ、より高いレベルのコンプライアンスが求められているものと認識し、これらのルールを役職員の自己啓発と組織的な管理態勢によって、遵守していくこととしております。

そして、このことが当金庫の創業理念でもある「地域との共存共栄」を実現するための、最低限の義務であると考えております。

1. コンプライアンスへの取り組み

信用金庫役職員は、単にコンプライアンスだけにとどまらず、さらに高い倫理観をもって業務推進にあたり、安定した経営を確立することが求められております。

当金庫は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、経営トップ自ら率先垂範するとともに、強いリーダーシップのもと、コンプライアンス態勢の充実・強化を図っております。

また、市民生活に脅威をあたえる反社会的勢力との関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶し、資金提供や不適

切、異例な取引及び便宜供与はこれを行わず、平素から警察、暴力追放県民センター、弁護士などと緊密な連携を保つとともに、預金取引及び融資取引について反社会的勢力排除条項を設け、反社会的勢力を断固排除することとしました。

2. 当金庫のコンプライアンス態勢

当金庫では、コンプライアンスの統括担当部署を業務監査部に置き、さらにすべての部・店・出張所に「コンプライアンス担当者」を配置して、コンプライアンス態勢の実効性を確保しております。

また、コンプライアンス管理方針・規程に沿って「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実践に取り組んでおります。

3. 役職員のコンプライアンスに対する意識の向上

当金庫は、コンプライアンスに対する基本方針、経営に関する法規制、役職員の行動基準、事例解説などを記載した「コンプライアンスマニュアル」を全役職員に配布して研修・OJTを通じてコンプライアンスに対する意識の向上を図っております。

4. 反社会的勢力に対する基本方針

私ども松本信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- ① 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ② 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ③ 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- ④ 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、長野県暴力追放県民センター、弁護士など外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ⑤ 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 個人情報保護への対応

当金庫は、お客さまの個人情報保護を徹底し、適正な利用を図るための管理体制を整備し、役職員一同お客さまの大切な情報の保護に全力で取り組んでおります。

個人情報保護宣言 (プライバシーポリシーより抜粋)

当金庫は、地域金融機関としてお客さまからの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

※「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」の詳細につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

6. 金融商品に係る勧誘方針

金融商品等の勧誘に際しては、「金融商品の販売等に関する法律」および「金融商品取引法」等に基づき、コンプライアンスの精神に則った勧誘方針を策定し、取引の適正確保を図るとともに、お客さまの利益保護・管理に努めております。

金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- ①当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- ②金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
- ③当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- ④当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- ⑤金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

■ 金融ADR(裁判外紛争解決手続)制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という)のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さまの信

頼性の向上に努めています。

受付先	受付日時	電話番号
各営業店	月～金 (祝日、12月31日) ～1月3日を除く 9時～17時	本編17・18ページ参照
業務監査部 法務管理課		0263-35-0064

紛争解決措置

当金庫は、苦情等のお申し出があった場合その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って、事実関係の把握に努めます。また事実関係を把握したうえで、関係部署と連携し、速やかにお申し出の解決を図るよう努めます。

当金庫は紛争解決のため、当金庫営業日に上記業務監査部法務管理課または全国しんきん相談所にお申し出があれば、東京三弁護士会・山梨県弁護士会の仲裁センター等(注*)にお取次いたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都・山梨県以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京・山梨以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫業務監査部法務管理課」にお尋ねください。

受付先	受付日時	電話番号
全国しんきん 相談所	月～金 (祝日、12月31日) ～1月3日を除く 9時～17時	03-3517-5825

(注*)東京三弁護士会・山梨県弁護士会が設置運営する仲裁センター等

		電話番号
東京弁護士会	紛争解決センター	03-3581-0031
第一東京弁護士会	仲裁センター	03-3595-8588
第二東京弁護士会	仲裁センター	03-3581-2249
山梨県弁護士会	民事紛争解決センター	055-235-7202

※苦情処理措置・紛争解決措置等の詳しい内容についてはホームページで公表しています。

財務諸表

■ 貸借対照表(資産の部)

(単位:千円)

科 目	平成25年3月末	平成26年3月末
《資産の部》		
現金	5,310,489	5,002,489
預け金	69,771,294	71,753,599
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	200,000	—
商品有価証券	—	—
有価証券	120,821,719	133,905,970
国債	15,469,520	19,699,787
地方債	30,183,011	34,189,939
社債	57,828,645	65,384,601
株式	4,758,874	5,575,995
その他の証券	12,581,666	9,055,646
貸出金	174,018,285	175,428,611
割引手形	2,349,450	1,568,803
手形貸付	11,901,728	12,085,032
証書貸付	152,723,963	154,308,479
当座貸越	7,043,143	7,466,297
外国為替	—	—
その他資産	2,009,846	1,950,869
未決済為替貸	92,665	73,205
信金中金出資金	1,105,700	1,105,700
未収収益	493,952	458,454
金融派生商品	—	—
その他の資産	317,528	313,509
有形固定資産	3,725,085	3,866,377
建物	1,325,076	1,449,317
土地	2,122,333	2,121,547
リース資産	154,757	164,700
その他の有形固定資産	122,918	130,812
無形固定資産	76,711	65,377
ソフトウェア	46,659	35,906
その他の無形固定資産	30,052	29,470
繰延税金資産	—	—
債務保証見返	1,210,071	1,046,852
貸倒引当金	△ 5,141,571	△ 5,919,378
(うち個別貸倒引当金)	(△ 4,563,646)	(△ 5,202,022)
資産の部合計	372,001,932	387,100,769

■ 貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位:千円)

科 目	平成25年3月末	平成26年3月末
《負債の部》		
預金積金	349,182,361	363,623,826
当座預金	5,458,508	5,225,460
普通預金	101,100,543	104,650,022
貯蓄預金	1,773,391	1,674,200
通知預金	157,028	198,159
定期預金	224,358,847	234,184,193
定期積金	15,354,323	16,232,976
その他の預金	979,720	1,458,814
譲渡性預金	—	—
借入金	—	9,090
借入金	—	9,090
外国為替	—	—
その他負債	1,085,067	1,088,507
未決済為替借	108,543	67,873
未払費用	468,424	470,435
給付補填備金	37,824	35,492
未払法人税等	6,000	5,911
前受収益	82,888	114,181
職員預り金	102,567	102,672
リース債務	154,757	164,700
資産除去債務	51,047	48,488
その他の負債	73,014	78,752
賞与引当金	208,784	216,244
退職給付引当金	312,101	199,940
役員退職慰労引当金	91,543	84,076
偶発損失引当金	91,001	105,844
睡眠預金払戻損失引当金	19,736	19,862
その他の引当金	1,268	1,268
繰延税金負債	500,594	433,013
債務保証	1,210,071	1,046,852
負債の部合計	352,702,529	366,828,527
《純資産の部》		
出資金	1,113,751	1,111,924
普通出資金	1,113,751	1,111,924
利益剰余金	15,648,028	16,572,589
利益準備金	1,114,011	1,114,011
その他利益剰余金	14,534,017	15,458,578
特別積立金	13,670,000	14,440,000
当期末処分剰余金	864,017	1,018,578
会員勘定合計	16,761,779	17,684,513
その他有価証券評価差額金	2,537,622	2,587,728
評価・換算差額等合計	2,537,622	2,587,728
純資産の部合計	19,299,402	20,272,241
負債及び純資産の部合計	372,001,932	387,100,769

■ 損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
経常収益	7,131,699	7,127,272
資金運用収益	5,542,653	5,566,535
貸出金利息	3,756,421	3,693,267
預け金利息	246,321	218,760
有価証券利息配当金	1,512,255	1,621,335
その他の受入利息	27,654	33,171
役務取引等収益	524,199	509,541
受入為替手数料	261,568	259,827
その他の役務収益	262,630	249,714
その他業務収益	595,646	235,515
国債等債券売却益	578,253	209,160
国債等債券償還益	2,717	5,009
その他の業務収益	14,675	21,345
その他経常収益	469,199	815,679
償却債権取立益	150,411	42,196
株式等売却益	277,371	760,716
金銭の信託運用益	1,871	938
その他の経常収益	39,544	11,827
経常費用	6,275,599	6,146,047
資金調達費用	381,873	346,113
預金利息	363,653	330,956
給付補填備金繰入額	17,709	14,652
その他の支払利息	511	503
役務取引等費用	335,846	355,216
支払為替手数料	48,898	48,672
その他の役務費用	286,948	306,543
その他業務費用	263,598	55,897
国債等債券売却損	145,498	4,180
国債等債券償還損	19,806	4,177
国債等債券償却	92,720	45,000
その他の業務費用	5,573	2,540
経費	3,873,511	3,840,817
人件費	2,159,080	2,159,155
物件費	1,610,944	1,576,265
税金	103,485	105,396
その他経常費用	1,420,769	1,548,002
貸倒引当金繰入額	1,066,545	1,419,922
株式等売却損	92,976	1,213
株式等償却	56,366	85
その他資産償却	34,039	24,677
その他の経常費用	170,840	102,103
経常利益	856,099	981,225

(単位:千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
特別利益	6,710	—
固定資産処分益	6,710	—
特別損失	10,648	20,422
固定資産処分損	7,482	19,351
減損損失	3,165	1,070
税引前当期純利益	852,162	960,803
法人税、住民税及び事業税	5,928	6,988
法人税等調整額	28,967	△ 15,281
法人税等合計	34,895	△ 8,293
当期純利益	817,266	969,096
繰越金(当期首残高)	46,750	49,482
当期末処分剰余金	864,017	1,018,578

■ 剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	平成24年度	平成25年度
当期末処分剰余金	864,017,475	1,018,578,266
剰余金処分額	814,535,392	964,462,930
普通出資に対する配当金	44,535,392	44,462,930
(配当率年4.0%)	(配当率年4.0%)	(配当率年4.0%)
特別積立金	770,000,000	920,000,000
(うち本店建設積立金)	(100,000,000)	(100,000,000)
繰越金(当期末残高)	49,482,083	54,115,336

■ 会計監査人による監査

平成24年度及び平成25年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、「新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

平成25年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成26年6月27日
松本信用金庫 理事長

田中 鈴生 

貸借対照表関係注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

・建物	15年～50年
・その他	3年～15年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,661百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

・過去勤務債務	その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
・数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から損益処理

 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - ①制度全体の積立状況に関する事項（平成25年3月31日現在）

・年金資産の額	1,476,279百万円
・年金財政計算上の給付債務の額	1,698,432百万円
・差引額	△222,153百万円
 - ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（自平成25年3月1日至平成25年3月31日）

0.2563%

 - ③補足説明
 上記①の差引額の主たる要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高225,441百万円及び別途積立金3,288百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金52百万円を費用処理しております。また、年金財政計算上の繰越不足金225,441百万円については、財政再計算に基づき、必要に応じて特別掛金を引き上げる等の方法により処理されることとなります。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によるおります。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるおります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 0百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 4,543百万円
- 有形固定資産の圧縮記憶帳簿 427百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び周辺機器、自動現金計測機、営業用車両、印鑑照会システム、店内監視カメラシステム、店外監視カメラシステム、PCネットワークシステム等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は271百万円、延滞債権額は13,037百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未回収を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未回収不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未回収不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上

遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は150百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,345,9百万円であります。なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,568百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

・担保に供している資産	199百万円
・担保に供している債権	920百万円

 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、定期預金5,001百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金は20百万円が含まれております。
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は24百万円であります。
- 出資1口当たりの純資産額9,115円83銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針
 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - (2)金融商品の内容及びそのリスク
 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、外貨建有価証券は保有しておりませんが、一部のユーロ円債において利金の受取を外貨で行うことが含まれているため、為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - (3)金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスクの管理
 当金庫は、リスクに関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、業務監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - ②市場リスクの管理
 - (i)金利リスクの管理
 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。リスク管理に関する諸規程に基づき管理しておりますが、日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。
 - (ii)価格変動リスクの管理
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の監督の下、資金運用管理規程に従い行われております。このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
 - (iii)市場リスクに係る定量的情報
 当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積立」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額、算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた経済価値は、3,301百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。なお、当金庫において価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のうちの株式及び投資信託であります。価格変動リスク以外のリスク変数が一定であると仮定した場合、当事業年度末現在、対象の金融資産それぞれの経済価値が10%の変動幅で下落したと想定した場合の経済価値は、902百万円減少するものと把握しております。また、予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
 - (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価には、市場価格に基づき価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	71,753	72,330	577
(2)有価証券	133,758	134,285	527
満期保有目的の債券	13,170	13,697	527
その他有価証券	120,588	120,588	-
(3)貸出金(*1)	175,428	179,314	3,886
貸倒引当金(*2)	△ 5,177	△ 5,177	-
金融資産計	375,763	380,754	4,990
(1)預金積金(*1)	363,623	363,844	220
金融負債計	363,623	363,844	220

(*1)預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

【金融資産】

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自庫庫保証券付私債等は、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.から31.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額

【金融負債】

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP)を用いております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	123
組合出資金(*3)	23
信金中金普通出資金	1,105
合 計	1,252

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2)当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*3)組合出資金のうち、組合理財が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、地方債、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。以下、31まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-
	地方債	3,897	4,098	200
	社 債	7,507	7,808	300
	その他	964	1,009	44
	小 計	12,370	12,915	545
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	その他	800	781	△ 18
	小 計	800	781	△ 18
合 計	13,170	13,697	527	

その他有価証券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	4,420	3,459	961
	債 券	95,042	92,779	2,262
	国 債	15,346	14,989	357
	地方債	27,421	26,572	848
	社 債	52,274	51,217	1,057
	その他	5,861	5,397	464
	小 計	105,323	101,635	3,688
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,032	1,120	△ 88
	債 券	12,826	12,920	△ 93
	国 債	4,535	4,404	△ 50
	地方債	2,871	2,877	△ 6
	社 債	5,602	5,638	△ 36
	その他	1,405	1,438	△ 32
	小 計	15,264	15,479	△ 214
合 計	120,588	117,115	3,473	

29. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	1,474	579	-
債 券	33,303	209	4
国 債	20,447	111	4
地方債	7,592	58	-
社 債	5,263	39	-
その他	1,797	180	1
合 計	36,575	969	5

31. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、45百万円(うち、債券45百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、有価証券の時価が取得原価に比べて50%以下下落した場合、及び30~50%下落したものの内、当金庫の定める合理的な基準に基づく場合としております。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約束する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,267百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のものが9,053百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位:百万円)

内 容	金 額
繰延税金資産	
貸倒引当金	2,757
退職給付引当金	55
有価証券	187
繰越欠損金	438
その他	394
繰延税金資産小計	3,832
評価性引当額	△ 3,376
繰延税金資産合計	455
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	885
その他	2
繰延税金負債合計	888
繰延税金負債の純額	433

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.39%から27.61%となります。この税率変更により、延税金負債は28百万円増加し、その他有価証券評価差額金は0百万円増加し、法人税等調整額は29百万円増加しております。

損益計算書関係注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額435円57銭
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主 用 途	種 類	減損損失(千円)	
A	北安曇郡内	営業用店舗1店舗他	土地等	435
B	松本市内	営業用店舗1店舗	土地	635

当金庫は営業店(本店営業部、各支店)ごとに継続的な収支の把握を行っているため、各店を資産グループと認識しております。本部、厚生施設、倉庫等については独立してキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。キャッシュ・フローの低下および継続的な地価の下落等により、上記の資産グループ2箇所について減損処理(A…土地150千円、借地権285千円、B…土地635千円)を行いました。当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、不動産鑑定士による鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

経営指標

■ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

◎ 最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	単位
純資産額	15,635	15,330	16,410	19,299	20,272	百万円
総資産額	344,379	350,390	362,554	372,001	387,100	
預金積金残高	324,471	330,942	342,198	349,182	363,623	
貸出金残高	172,369	173,785	172,290	174,018	175,428	
有価証券残高	108,560	105,667	110,933	120,821	133,905	
業務純益	2,430,077	2,185,183	2,108,140	1,807,869	1,713,633	千円
経常収益	7,957,050	7,523,246	7,216,549	7,131,699	7,127,272	
経常費用	7,039,959	6,786,582	6,012,665	6,275,599	6,146,047	
経常利益	917,090	736,664	1,203,883	856,099	981,225	
当期純利益	919,708	638,959	1,017,268	817,266	969,096	
出資総額	1,112,946	1,113,698	1,114,011	1,113,751	1,111,924	口
出資総口数	2,225,892	2,227,397	2,228,022	2,227,503	2,223,849	
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	44,477,733 20	44,523,762 20	44,538,855 20	44,535,392 20	44,462,930 20	円
単体自己資本比率	10.16%	10.63%	11.17%	11.90%	12.83%	%
会員数	41,368	41,213	41,059	40,910	40,684	人
役員数	11	11	11	11	11	
うち常勤役員数	7	7	7	7	7	
職員数	297	298	298	300	305	

■ 主要な業務の状況を示す指標

◎ 業務粗利益及び業務粗利益率

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度
資金運用収支	5,160,979	5,220,506
資金運用収益	5,542,653	5,566,535
資金調達費用	381,673	346,028
役務取引等収支	188,353	154,325
役務取引等収益	524,199	509,541
役務取引等費用	335,846	355,216
その他の業務収支	332,047	179,618
その他業務収益	595,646	235,515
その他業務費用	263,598	55,897
業務粗利益	5,681,380	5,554,450
業務粗利益率	1.55%	1.48%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(平成24年度200千円、平成25年度84千円)を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

◎ 資金運用収支の内訳

(単位 平均残高:百万円、利息:千円、利回:%)

	平成24年度			平成25年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	364,219	5,542,653	1.52	373,132	5,566,535	1.49
貸出金	168,661	3,756,421	2.22	173,104	3,693,267	2.13
預け金(除く無利息)	83,073	246,321	0.29	68,119	218,760	0.32
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
有価証券	111,378	1,512,255	1.35	130,801	1,621,335	1.23
資金調達勘定	350,828	381,673	0.10	358,202	346,028	0.09
預金積金	350,926	381,362	0.10	358,190	345,609	0.09
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
借入金	—	—	—	4	—	0.00

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成24年度155百万円、平成25年度160百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成24年度200百万円、平成25年度94百万円)及び利息(平成24年度200千円、平成25年度84千円)をそれぞれ控除して表示しております。

◎ 利鞘

(単位:%)

	平成24年度	平成25年度
資金運用利回	1.52	1.49
資金調達原価率	1.21	1.16
総資金利鞘	0.30	0.32

◎ 受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

	平成24年度			平成25年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	107,978	△ 392,961	△ 284,983	269,948	△ 251,584	18,364
うち貸出金利息	△ 6,746	△ 105,849	△ 112,596	104,571	△ 167,726	△ 63,154
うち預け金利息	30,153	△ 74,860	△ 44,706	△ 52,182	24,621	△ 27,561
うち有価証券利息配当金	84,571	△ 212,252	△ 127,680	217,559	△ 108,479	109,080
支払利息	13,721	△ 72,085	△ 58,364	8,186	△ 43,939	△ 35,753
うち預金積金利息	13,721	△ 72,085	△ 58,364	8,186	△ 43,939	△ 35,753
うち借入金利息	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法により算出しております。

◎ 総資産利益率

(単位:%)

	平成24年度	平成25年度
総資産経常利益率	0.23	0.25
総資産当期純利益率	0.22	0.25

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■ 預金に関する指標

◎ 預金平均残高

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
流動性預金	107,715	111,037
うち有利息預金	94,253	98,193
定期性預金	242,355	246,314
うち固定金利定期預金	227,058	230,525
うち変動金利定期預金	137	129
その他	855	839
合 計	350,926	358,190

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

◎ 金利区分別定期預金残高

(単位:百万円)

	平成25年3月末	平成26年3月末
固定金利定期預金	224,226	234,056
変動金利定期預金	132	128
合 計	224,358	234,184

■ 貸出金等に関する指標

◎ 貸出金科目別平均残高

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
割引手形	2,150	1,764
手形貸付	11,488	11,344
証書貸付	149,036	153,764
当座貸越	5,986	6,231
合 計	168,661	173,104

◎ 金利区分別の貸出金残高

(単位:百万円)

	平成25年3月末	平成26年3月末
固定金利貸出	118,532	121,076
変動金利貸出	55,486	54,351
合 計	174,018	175,428

◎ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円)

	平成25年3月末		平成26年3月末		
	貸出金残高	債務保証見返額	貸出金残高	債務保証見返額	
担保別貸出残高	預金積金	5,145	115	5,349	106
	有価証券	2	—	0	—
	動産	—	—	—	—
	不動産	40,658	548	39,344	307
	その他	24	—	24	—
	保証協会・信用保険	27,062	—	26,578	—
	保証証	37,094	141	35,254	105
	信用	64,028	404	68,876	527
合 計	174,018	1,210	175,428	1,046	

◎ 貸出金資金用途別残高

(単位:百万円、%)

	平成25年3月末		平成26年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	95,610	54.9	93,529	53.3
運転資金	78,407	45.0	81,898	46.6
合 計	174,018	100.0	175,428	100.0

◎ 貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

業種区分	平成25年3月末			平成26年3月末		
	貸出先数	貸出残高	構成比	貸出先数	貸出残高	構成比
製造業	357	15,353	8.8	349	14,996	8.5
農業、林業	21	213	0.1	22	284	0.1
漁業	2	7	0.0	2	7	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	5	99	0.0	4	78	0.0
建設業	607	11,886	6.8	576	11,290	6.4
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	6	59	0.0	8	61	0.0
運輸業、郵便業	71	1,963	1.1	67	1,935	1.1
卸売業、小売業	557	11,174	6.4	535	11,112	6.3
金融業、保険業	9	8,031	4.6	11	9,278	5.2
不動産業	341	18,706	10.7	351	18,441	10.5
物品賃貸業	14	555	0.3	15	663	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	21	207	0.1	21	215	0.1
宿泊業	112	8,116	4.6	105	7,281	4.1
飲食業	232	1,730	0.9	222	1,683	0.9
生活関連サービス業、娯楽業	112	3,631	2.0	107	3,553	2.0
教育、学習支援業	12	896	0.5	12	806	0.4
医療、福祉	75	9,067	5.2	76	8,598	4.9
その他のサービス	262	5,129	2.9	250	5,405	3.0
地方公共団体	19	22,829	13.1	22	26,254	14.9
個人(住宅・消費・納税資金等)	12,153	54,356	31.2	12,079	53,477	30.4
合計	14,988	174,018	100.0	14,834	175,428	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◎ 預貸率(貸出金の預金に対する比率)

(単位:%)

	平成24年度	平成25年度
預貸率(末残)	49.83	48.24
預貸率(平残)	48.06	48.32

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

◎ 貸倒引当金の残高・期中増加額

(単位:百万円)

	平成24年度					平成25年度				
	期首 残高	当期 増加額	当期減少額		期末 残高	期首 残高	当期 増加額	当期減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	743	577	—	743	577	577	717	—	577	717
個別貸倒引当金	3,719	4,563	387	3,331	4,563	4,563	5,202	642	3,921	5,202
合計	4,462	5,141	387	4,075	5,141	5,141	5,919	642	4,499	5,919

(注) 1. 計上理由及び算定方法は貸借対照表に注記しております。
2. 「当期減少高その他」は、洗替えによるものであります。

◎ 貸出金償却額

(単位:百万円)

平成24年度	平成25年度
—	—

■ 有価証券等に関する指標

◎ 商品有価証券の種類別の平均残高 —— 取扱いございません。

◎ 有価証券の残存期間残高

(単位:百万円)

平成25年3月末								
	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	201	1,317	201	1,151	12,597	—	—	15,469
地方債	1,673	1,658	5,172	3,324	18,354	—	—	30,183
社債	5,828	9,226	16,439	10,723	15,315	295	—	57,828
株式	—	—	—	—	—	—	4,758	4,758
外国証券	2,507	1,706	707	506	2,292	2,081	—	9,801
その他の証券	182	—	795	—	—	—	1,802	2,780
合計	10,392	13,908	23,316	15,706	48,559	2,376	6,561	120,821

平成26年3月末								
	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	—	1,413	1,001	1,617	12,311	3,357	—	19,699
地方債	563	3,546	4,404	6,237	19,437	—	—	34,189
社債	5,051	12,200	15,679	12,805	19,551	95	—	65,384
株式	—	—	—	—	—	—	5,575	5,575
外国証券	571	1,420	296	1,170	966	1,307	—	5,734
その他の証券	—	193	606	—	198	—	2,322	3,321
合計	6,186	18,773	21,988	21,831	52,465	4,760	7,898	133,905

◎ 有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
	平均残高	平均残高
国債	9,638	23,030
地方債	24,869	32,211
短期社債	—	—
社債	54,481	60,708
株式	4,782	4,699
外国証券	13,211	7,381
その他の証券	4,394	2,770
合計	111,378	130,801

◎ 預証率(有価証券の預金に対する比率)

(単位:%)

	平成24年度	平成25年度
預証率(末残)	34.60	36.82
預証率(平残)	31.73	36.51

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} (+ \text{譲渡性預金})} \times 100$

◎ 有価証券の時価情報

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	3,896	4,163	266	3,897	4,098	200
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	8,110	8,497	386	7,507	7,808	300
	その他	1,339	1,388	49	964	1,009	44
	小計	13,346	14,049	703	12,370	12,915	545
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	300	299	△0	—	—	—
	その他	1,578	1,474	△104	800	781	△18
	小計	1,878	1,773	△104	800	781	△18
合計		15,224	15,823	599	13,170	13,697	527

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,632	2,888	744	4,420	3,459	961
	債券	87,096	84,579	2,516	95,042	92,779	2,262
	国債	14,676	14,284	392	15,346	14,989	357
	地方債	26,286	25,276	1,009	27,421	26,572	848
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	46,133	45,018	1,114	52,274	51,217	1,057
	その他	7,561	7,077	483	5,861	5,397	464
	小計	98,290	94,545	3,744	105,323	101,635	3,688
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,104	1,206	△101	1,032	1,120	△88
	債券	4,077	4,207	△130	12,826	12,920	△93
	国債	793	800	△6	4,353	4,404	△50
	地方債	—	—	—	2,871	2,877	△6
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,284	3,407	△123	5,602	5,638	△36
	その他	2,102	2,139	△36	1,405	1,438	△32
	小計	7,284	7,553	△269	15,264	15,479	△214
合計		105,574	102,098	3,475	120,588	117,115	3,473

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

◎ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
その他有価証券 非上場株式	22		123	
組合出資金	—		23	
合計	22		147	

◎ 金銭の信託

満期保有目的の金銭の信託

(単位:百万円)

平成24年度					平成25年度				
貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
200	200	0	0	—	—	—	—	—	—

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

◎ デリバティブ取引 |—————| 取扱いございません。

■ 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事・常勤監事・非常勤理事及び非常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」及び「功労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

1 報酬及び賞与

非常勤を含む全役員の報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

2 退職慰労金及び功労金

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 支給額及び支給時期 b. 支給額の算定方法 c. 功労金
d. 支給制限

(2) 平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	139,434千円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名(うち2名は非常勤理事)、監事は4名(うち2名は非常勤監事)です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「報酬」103,160千円、「賞与」8,800千円、「退職慰労金」・「功労金」27,474千円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成25年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同額」は、平成25年度に常勤役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成25年度において常勤役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以 上

不良債権の状況

◎ 金融再生法開示債権について

金融再生法開示債権とは、金融再生法(「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」)に基づき、資産自己査定の結果を各債権区分別に算出したものです。不良債権の前倒処理を進めるため、経営不振となっている企業に対する貸出金等を厳格に査定しております。

金融再生法に基づく開示債権額 (単位:百万円)

区 分	平成25年3月末	平成26年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,761	4,952
危険債権	8,741	8,474
要管理債権	84	150
正常債権	161,805	163,034
合計	175,393	176,611

金融再生法に基づく平成26年3月期開示債権の保全状況 (単位:百万円)

区 分	債権額 (A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全額 (B+C)	保全率 (B+C)/(A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,952	2,848	2,104	4,952	100.00%
危険債権	8,474	4,231	3,081	7,313	86.30%
要管理債権	150	39	4	43	29.23%
合計	13,577	7,120	5,190	12,310	90.67%

◎ リスク管理債権の状況

リスク管理債権とは、貸出金の状況がどのような状況にあるのかを、当金庫の資産査定基準に基づいた厳格な自己査定の結果をベースに、下記の4つの債権に区分して算出したものです。

なお、リスク管理債権のすべてが回収不能な債権ということではありません。特に貸出条件緩和債権はこれにあたり、厳しい経営環境下にあるお取引先の経営を支援するため、貸出金利の引き下げを行ったものや、貸付期限を延長したなどのことです。

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位:百万円)

区 分	平成25年3月末	平成26年3月末
破綻先債権額 (A)	403	271
延滞債権額 (B)	12,937	13,037
合計 (A)+(B) (C)	13,341	13,309
担保・保証額 (D)	7,744	7,080
回収に懸念がある債権額 (C)-(D) (E)	5,596	6,228
個別貸倒引当金 (F)	4,526	5,186
同引当率(%) (F)÷(E) (G)	80.87	83.25

2. 3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

(単位:百万円)

区 分	平成25年3月末	平成26年3月末
3カ月以上延滞債権額 (H)	—	—
貸出条件緩和債権額 (I)	84	150
合計 (H)+(I) (J)	84	150
担保・保証額 (K)	54	39
回収に管理を要する債権額 (J)-(K) (L)	30	110
貸倒引当金 (M)	7	4
同引当率(%) (M)÷(L) (N)	25.83	3.85

3. リスク管理債権の合計額

(単位:百万円)

	平成25年3月末	平成26年3月末
(C)+(J)	13,425	13,459

【用語のご説明】

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権で、自己査定で破綻先及び実質破綻先に区分された債務者に対する債権です。
 - 破綻先……
 - 破産、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
 - 実質破綻先……
 - 実質的に経営破綻に陥っている債務者
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で、自己査定で破綻懸念先に区分された債務者に対する債権です。
 - 破綻懸念先……
 - 現状経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- 「要管理債権」とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。
 - 要注意先……
 - 貸出条件、債務の履行状況、財務内容等に問題があり、今後の管理に注意を要する債務者
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,661百万円です。

【用語のご説明】

- 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは未収利息不計上貸出金のうち、次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金
- 「3カ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てしている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3カ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

自己資本の充実の状況について

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまによる出資金のほか、毎期の剰余金の一部を積み立てた特別積立金等からなっております。

●自己資本の構成に関する事項

項目	(単位:百万円)	
	平成24年度	
(自己資本)		
出資金	1,113	
非累積的永久優先出資	—	
優先出資申込証拠金	—	
資本準備金	—	
その他資本剰余金	—	
利益準備金	1,114	
特別積立金	14,440	
繰越金(当期末残高)	49	
その他	—	
処分未済持分(△)	—	
自己優先出資(△)	—	
自己優先出資申込証拠金	—	
その他有価証券の評価差損(△)	—	
営業権相当額(△)	—	
のれん相当額(△)	—	
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	
(基本的項目)計 (A)	16,717	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	
一般貸倒引当金	577	
負債性資本調達手段等	—	
負債性資本調達手段	—	
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	
補完的項目不算入額(△)	—	
(補完的項目)計 (B)	577	
自己資本総額 (A)+(B) = (C)	17,295	
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	2,814	
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	900	
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれに準ずるもの	1,100	
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	
PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	—	
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	
控除項目不算入額(△)	2,814	
(控除項目)計 (D)	—	
自己資本額 (C)-(D) = (E)	17,295	
(リスク・アセット等)		
資産(オン・バランス)項目	134,036	
オフ・バランス取引等項目	880	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	10,374	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等計 (F)	145,291	
単体Tier1比率 (A/F)	11.50%	
単体自己資本比率 (E/F)	11.90%	

項目	(単位:百万円)	
	平成25年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	17,640	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,111	
うち、利益剰余金の額	16,572	
うち、外部流出予定額(△)	44	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	717	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	717	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	18,357	
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	65
の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	65
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)	—	344
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	18,357	
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	132,762	
資産(オン・バランス)項目	132,175	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△4,317	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	65	
うち、繰延税金資産	344	
うち、前払年金費用	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△4,726	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
オフ・バランス取引等項目	583	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	0	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	2	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,231	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	142,993	
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	12.83%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成24年金融庁告示第56号)により、平成26年3月30日までの間、基本的項目から「その他有価証券の評価差損」を控除しないこととされております。当金庫は、平成24年度の「その他有価証券の評価損益」は含み益となっているため、特例を考慮しない場合も自己資本比率に変更はありません。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、会員数の増加による出資金の増加及び内部留保による利益剰余金の積み上げを行うことを主体として、自己資本を充実させてまいりました。その結果、平成26年3月末において、自己資本比率は12.83%となり、国内基準の4%を大きく上回ることができております。

また、さらに経営の健全性、安全性を高めていくため、より一層の自己資本の充実が不可欠であると認識しております。今後は、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策と考えております。

●自己資本の充実度に関する事項

(金額単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	134,916	5,396	132,762	5,310
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	134,816	5,392	137,076	5,483
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	95	3	90	3
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	148	5	94	3
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	9	0
我が国の政府関係機関向け	223	8	227	9
地方三公社向け	147	5	39	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	25,230	1,009	22,436	897
法人等向け	46,968	1,878	44,453	1,778
中小企業等向け及び個人向け	31,052	1,242	31,590	1,263
抵当権付住宅ローン	8,702	348	8,345	333
不動産取得等事業向け	6,813	272	6,282	251
3カ月以上延滞等	1,878	75	1,256	50
取立未済手形	18	0	14	0
信用保証協会等による保証付	1,115	44	1,104	44
出資等	5,851	234	5,206	208
出資等のエクスポージャー	—	—	5,206	208
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	6,569	262	15,924	636
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	7,877	315
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	1,141	45
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	271	10
上記以外のエクスポージャー	—	—	6,632	265
②証券化エクスポージャー	100	4	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	409	16
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	△ 4,726	△ 189
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	0	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	2	0
ロ. オペレーショナル・リスク	10,374	414	10,231	409
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	145,291	5,811	142,993	5,719

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除き)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

$$\text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項

信用リスクとは、お客さまの業況や財務状況の悪化等により、貸出金などの元金や利息の回収が困難となることにより、損失を被るリスクのことです。

また、保有する有価証券(債券等)が発行体の倒産などで、元金や利息の回収が困難となることにより、損失を被るリスクを含みます。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、貸出業務及び市場運用業務の運営に際し、リスクを適正に把握することによって将来の損失を未然に防ぐとともに、安定した収益を確保できる適切な与信構造(ポートフォリオ)を構築する事を基本方針としています。

審査部門は営業推進部署から分離・独立した厳正な審査体制を整備し、さらに資産監査部署からも分離・独立した体制によって牽制機能を確認しております。

審査にあたっては、公共性・成長性・安全性・収益性・流動性の5原則を踏まえ、融資審査基準に基づき厳格に審査し、特定業種、大口取引に偏らないようリスクの分散に努めています。さらに、財務情報に定性情報を加味して総合的に評価した企業格付により、格付区分別の把握・分析を行い、資産査定に厳格運用によって、常にモニタリングを行う体制を整備しております。

また、将来予想される損失については、資産査定により区分された与信債権の債務者区分及び分類区分に対応した引当を実施して万に備えています。引当には、将来発生が見込まれる損失に備えて計上する一般貸倒引当金(正常先及び要注意先の債権に対する貸倒引当金)と個別貸倒引当金(破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先の債権に対する貸倒引当金)があり、いずれも毎期末に全額を洗替え方式により引当を行っております。

引当の計上方法については、一般貸倒引当金は過去の貸倒実績率から予想損失率を求め、今後の予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しています。一方、個別貸倒引当金は、ご融資先ごとに予想損失額を算出して計上しております。

有価証券(債券)につきましては、格付機関(下記)の格付を参照するとともに、時価評価額の変動をモニタリングすることによって、損失の発生を最小限にとどめる体制を整備しております。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額(リスク・アセット額)を計算するために使用する、資産や債務者の種類ごとの掛目のことです。自己資本比率の算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する内部格付手法があります。

標準的手法を採用する金融機関については、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関等の信用評価(格付)の区分ごとに定められたリスク・ウェイトを使用することになります。当金庫は、標準的手法を採用しており、保有する資産の一部(有価証券等)について、以下の4社の信用評価(格付)をリスク・ウェイトの判定に使用しています。

1. 株式会社 格付投資情報センター
2. 株式会社 日本格付研究所
3. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
4. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス

●信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

①信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3か月以上延滞エクスポージャー	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
製造業	28,839	29,858	15,600	15,195	11,416	12,823	—	—	121	62
農・林・漁業	272	336	272	336	—	—	—	—	3	—
鉱業、採石業、砂利採取業	100	79	100	79	—	—	—	—	—	—
建設業	13,165	12,661	12,926	12,032	229	423	—	—	326	257
電気・ガス・熱供給・水道業	3,110	3,429	—	—	3,088	3,399	—	—	—	—
情報通信業	1,043	1,236	59	61	699	799	—	—	—	—
運輸業、郵便業	14,371	16,575	2,072	1,979	11,932	14,158	—	—	—	—
卸売業、小売業	14,335	14,014	11,558	11,445	2,299	1,899	—	—	126	307
金融業、保険業	111,815	113,036	8,059	9,297	32,523	32,031	—	—	—	—
不動産業	22,139	22,825	19,684	19,280	2,400	3,400	—	—	1,393	1,332
物品賃貸業	557	664	556	664	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	293	299	210	216	—	—	—	—	—	—
宿泊業	8,329	7,435	8,329	7,435	—	—	—	—	1,941	539
飲食業	2,343	2,120	2,343	2,120	—	—	—	—	32	10
生活関連サービス業、娯楽業	4,307	3,876	4,009	3,776	297	99	—	—	175	173
教育、学習支援業	911	819	911	819	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	9,874	9,107	9,774	9,007	99	99	—	—	55	48
その他のサービス	5,543	5,856	5,496	5,709	—	—	—	—	59	40
国・地方公共団体等	69,009	81,780	22,855	26,280	45,625	53,539	—	—	—	—
個人	50,471	50,592	50,471	50,592	—	—	—	—	334	388
その他	12,989	13,498	—	61	—	—	—	—	0	—
業種別合計	373,491	390,104	175,293	176,394	110,613	122,675	—	0	4,568	3,160
1年以内	83,165	74,294	27,401	26,407	9,960	5,860	—	0	—	—
1年超3年以内	42,539	51,396	11,663	11,094	13,715	18,397	—	—	—	—
3年超5年以内	35,845	38,060	13,536	16,386	22,308	21,097	—	—	—	—
5年超7年以内	35,343	41,201	17,268	18,844	18,844	15,074	—	—	—	—
7年超10年以内	72,833	76,409	23,919	20,503	47,013	51,206	—	—	—	—
10年超	84,195	88,757	79,654	81,376	2,541	4,780	—	—	—	—
期間の定めのないもの	19,569	19,984	1,848	1,781	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	373,491	390,104	175,293	176,394	110,613	122,675	—	0	—	—
国内	364,332	384,533	175,293	176,394	101,454	117,104	—	0	—	—
国外	9,159	5,570	—	—	9,159	5,570	—	—	—	—
地域別合計	373,491	390,104	175,293	176,394	110,613	122,675	—	0	—	—

- (注) 1. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 2. 上記業種区分の「その他」には、現金、投資信託、固定資産等を含んでおります。
 3. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 資料編 14 ページをご参照ください。

③業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金			貸出金償却	
	期末残高		増減額	貸出金償却	
	平成24年度	平成25年度		平成24年度	平成25年度
製造業	876	1,120	244	—	—
農・林・漁業	2	—	△2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	4	11	6	—	—
建設業	290	314	24	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	148	516	367	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—
不動産業	698	740	42	—	—
物品賃貸業	8	8	0	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—
宿泊業	2,004	1,551	△453	—	—
飲食業	77	61	△15	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	280	607	326	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—
医療・福祉	49	47	△2	—	—
その他のサービス	24	18	△5	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—
個人	82	187	104	—	—
その他	16	15	△0	—	—
合計	4,563	5,202	638	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	86,666	—	102,188
10%	199	28,791	—	34,583
20%	97,870	1,129	93,840	320
35%	—	25,243	—	24,169
50%	20,465	3,739	24,620	2,474
75%	—	41,272	—	41,816
100%	10,766	56,815	8,468	54,027
150%	71	458	115	327
250%	—	—	3,151	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	0
合計	129,374	244,117	130,196	259,908

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について、定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を減額する手法のことです。

当金庫では、以下の手法を採用しております。

(1)適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権額を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としています。

(2)貸出金と自金庫預金の相殺

ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺して計算しています。預金の種類は積立定期預金を除く定期預金及び定期積金とし、信用リスク削減額については、貸出金の残存期間を上回る預金は全額、貸出金の残存期間を下回る預金は、定められたルールに基づき調整率を乗じた額としております。

(3)保証

国、地方公共団体、政府関係機関等及びしんきん保証基金が保証している保証債権(保証される部分に限る)について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
ポートフォリオ	5,571	5,552	21,475	24,223	—	—
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	—	—	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。当金庫は、直接的に派生商品取引は行っておりませんが、当金庫の保有している一部のファンド型投資信託商品において、投資信託会社による運用で間接的に派生商品取引に該当するものがございます。ただし、間接的なものであり、且つ金額的にも少額な為、当金庫としては、特段の管理は行っておりません。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

与信相当額の算出に用いる方式	平成24年度		平成25年度	
	カレント・エクスポージャー方式		カレント・エクスポージャー方式	
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式		カレント・エクスポージャー方式	
グロス再構築コストの額の合計額	-		0	
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-		-	

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
①派生商品取引合計	-	0	-	0
(i)外国為替関連取引	-	0	-	0
(ii)金利関連取引	-	-	-	-
(iii)金関連取引	-	-	-	-
(iv)株式関連取引	-	0	-	0
(v)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	-	0	-	0

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産などの資産の価値を裏付けとして証券を組成し、それを第三者に売却して流動化することを言います。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、債券を購入する側である投資家に分類されます。

証券化商品投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより適時把握し、より適切な管理を目指しております。

(2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等やデューデリジェンス・モニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況・パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、最終決定をしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報等を適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(5) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計基準については、当金庫の内部規定及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(6) 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

前掲「3. 信用リスクに関する項目(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関」の4機関を採用しております。

●証券化エクスポージャーに関する事項

①オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項) 該当ございません

②投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	200	—	—	—
その他	200	—	—	—

(注)平成24年度は金融機関劣後ローン等を裏付けとする信託受益権(200百万円)です。

b.再証券化エクスポージャー 該当ございません

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	200	—	—	—	4	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	200	—	—	—	4	—	—	—

(注)1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

2. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

b.再証券化エクスポージャー 該当ございません

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無 該当ございません

④証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額 該当ございません

7. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しております。

8. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、株式、投資信託などの保有について、経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行い、より適正な収益を確保することを基本方針としています。

株式や投資信託などは、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、保有する株式の銘柄について日々評価額を把握するとともに、評価額が著しく下落した場合には、内部規定に基づき適切に処理することとしています。価格変動リスクは金利リスクと併せて、ALM委員会等において管理し、定期的に代表理事へ報告しています。

●出資等エクスポージャーに関する事項

①貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	5,740	5,740	6,965	6,965
非上場株式等	1,149	1,136	1,250	1,235
合計	6,889	6,876	8,216	8,201

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 非上場株式等は、「その他資産」に計上している非上場の出資を含めています。

②出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
売却益	277	760
売却損	92	1
償却	56	0

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
評価損益	914	1,150

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
評価損益	—	—

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、預金や貸出金、有価証券など金融機関が保有する資産・負債のうち、市場金利の影響を受けるものについて金利の変動により経済価値が変動するリスクをいいます。

当金庫では、ALMシステムなどを活用して内部データの蓄積や理論的検証などの確立に努め、適切な管理を行うことを基本方針としております。金利リスクの管理については、担当部署において市場リスク管理の枠組みの中で対応し、ALM委員会等に報告し、ポートフォリオの改善策等を検討しております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量は想定する市場金利の期間ごとの金利変動幅をどのようにシミュレーションするかによって結果は異なります。当金庫では、金利変動幅について複数のシナリオを想定し、金利リスク量を算定しています。開示している金利リスク量は、過去の金利変動データに基づき統計処理によって求められた金利変動幅を使用して算定しております。

(3) コア預金について

コア預金とは、明確な金利改定期間がなく、お客さまのご要望により随時払い出すことができる預金（普通預金、当座預金等）のうち、引き出されることなく長い間金融機関に滞留する預金のことです。当金庫では、リスク量の算定にあたって、普通預金や当座預金等の期末残高の2分の1相当額を残存期間2.5年として取り扱っています。

●金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

		平成24年度	平成25年度
運用勘定	貸出金	1,330	1,684
	有価証券等	815	1,595
	預け金	222	204
	その他	0	—
	合計	2,369	3,484
調達勘定	定期性預金	401	154
	要求払預金	135	28
	その他	0	0
	合計	537	183
銀行勘定の金利リスク		1,831	3,301

- (注) 1. 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(資産として貸出金、有価証券、預け金等、負債として預金等)が、市場金利が変動した場合に発生するリスク量(経済的価値の変動)を見るものです。
当金庫では、金利ショック(金利変動幅)を99パーセンタイル値(*)で計測しております。
2. 要求払預金(当座、普通預金等)は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出されるものですが、長期間引き出されることなく金融機関に滞留する預金をコア預金と定義しております。当金庫では、要求払預金額の50%相当額をコア預金として残存期間2.5年に設定してリスク量を算定しています。
3. 総金利リスク量は、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
運用勘定の金利リスク量(3,484百万円)－調達勘定の金利リスク量(183百万円)
- * 99パーセンタイル値……日々の市場金利を1年前の市場金利と比べ、その変動幅データを5年分抽出します。そのデータを昇順に並べ替え、上から99%の位置にある変動幅を金利ショック値として採用します。

開示項目一覧

本誌は、信用金庫法第89条(銀行法第21条の準用)に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)です。信用金庫法施行規則第132条に定められた開示項目を中心として、以下のページに掲載しております。

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

単体ベースの開示項目

● 金庫の概況及び組織に関する事項

- イ 事業の組織…………… **本** 19
- ロ 理事・監事の氏名及び役職名…………… **本** 19
- ハ 事務所の名称及び所在地…………… **本** 17・18

● 金庫の主要な事業の内容…………… **本** 20・ **資** 1～3

● 金庫の主要な事業に関する事項

- イ 直近の事業年度における事業の概況…………… **本** 7・8 **資** 11
- ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標
 - (1) 経常収益…………… **資** 11
 - (2) 経常利益又は経常損失…………… **資** 11
 - (3) 当期純利益又は当期純損失…………… **資** 11
 - (4) 出資総額及び出資総口数…………… **資** 11
 - (5) 純資産額…………… **資** 11
 - (6) 総資産額…………… **資** 11
 - (7) 預金積金残高…………… **資** 11
 - (8) 貸出金残高…………… **資** 11
 - (9) 有価証券残高…………… **資** 11
 - (10) 単体自己資本比率…………… **資** 11
 - (11) 出資に対する配当金…………… **資** 11
 - (12) 職員数…………… **資** 11
- ハ 直近の2事業年度における事業の状況
 - 主要な業務の状況を示す指標
 - (1) 業務粗利益及び業務粗利益率…………… **資** 11
 - (2) 資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支…………… **資** 11
 - (3) 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘…………… **資** 12
 - (4) 受取利息及び支払利息の増減…………… **資** 12
 - (5) 総資産経常利益率…………… **資** 12
 - (6) 総資産当期純利益率…………… **資** 12
 - 預金に関する指標
 - (1) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高…………… **資** 13
 - (2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高…………… **資** 13

● 貸出金等に関する指標

- (1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高…………… **資** 13
- (2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高…………… **資** 13
- (3) 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額…………… **資** 13
- (4) 使途別の貸出金残高…………… **資** 13
- (5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合…………… **資** 14
- (6) 預貸率の期末値及び期中平均値…………… **資** 14

● 有価証券に関する指標

- (1) 商品有価証券の種類別の平均残高…………… **資** 15
- (2) 有価証券の種類別残存期間別残高…………… **資** 15
- (3) 有価証券の種類別の平均残高…………… **資** 15
- (4) 預証率の期末値及び期中平均値…………… **資** 15

● 金庫の事業の運営に関する事項

- イ リスク管理の体制…………… **資** 4
- ロ 法令遵守の体制…………… **資** 5
- ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況…………… **本** 9～16
- ニ 金融ADR制度への対応…………… **資** 6

● 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書…………… **資** 7～10
- ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - (1) 破綻先債権に該当する貸出金…………… **資** 18
 - (2) 延滞債権に該当する貸出金…………… **資** 18
 - (3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金…………… **資** 18
 - (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金…………… **資** 18
- ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項…………… **資** 19～25
- ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - (1) 有価証券…………… **資** 16・17
 - (2) 金銭の信託…………… **資** 17
 - (3) 第102条第1項5号に掲げる取引(デリバティブ等取引)…………… **資** 17
- ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… **資** 14
- ヘ 貸出金償却の額…………… **資** 14
- ト 会計監査人の監査を受けている旨…………… **資** 8
- チ 報酬等に関する事項…………… **資** 17

連結ベースの開示項目

当金庫は連結対象の会社がないので連結情報は記載しておりません。

その他の開示項目

● 概況・組織に関する事項

- 基本方針…………… **本** 3・4
- 中期経営計画…………… **本** 5
- 役員数…………… **資** 11
- 会員数…………… **資** 11

● その他の事項

- 地域社会と松本信用金庫…………… **本** 1・2・9～16
- 総代会について…………… **本** 21・22
- 金融再生法開示債権について…………… **資** 18
- 歩み…………… **本** 19・20
- 信金中央金庫のご案内…………… **本** 20